

真庭市名物開発応援事業

応募企業・団体募集

募集期間：4月2日(月)～4月27日(金)



農工商連携、地域資源を用いた新商品・サービス開発、販路開拓、大学との共同研究など あなたの**チャレンジ**を支援いたします！

①事業の目的

市内の企業又は団体等が実施する新たな取組で、将来に渡って展開され、実施効果の認められる事業について、事業に必要な経費の一部を支援することで、地域企業等の競争力を高め、市内産業の活性化を図ります。

②支援対象者

- ・真庭市内に事業所・事務所がある企業又は団体
- ・真庭市内の個人商店・農林業者 など

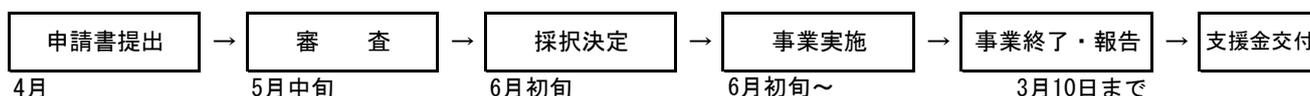
③支援内容等

支援メニュー	支援対象の内容	支援率	支援限度額
地域産業連携支援金	2社以上の市内企業等が連携し、新たに取り組む次の事業 ①農林産品の二次加工・付加価値の拡大等に関する事業 ②異業種分野への新規参入事業 ③地域団体等と連携した地域課題解決事業 など	2/3以内	100万円
ふるさと名物支援金	①地域資源を用いた新商品・サービス等の研究開発事業 ②地域資源を用いた商品・サービス等の市外に向けた販路開拓事業 ※地域資源…岡山県地域産業資源指定品目のうち、真庭市または県全域を対象地域とするもの	2/3以内	50万円 (市内企業等が連携して実施する場合100万円)
共同研究開発支援金	商品開発等のため大学や研究機関と行う共同研究事業など	2/3以内	20万円
販路開拓支援金	過去3年間に於いて真庭市名物開発応援事業を活用した商品・サービスの販路開拓を行う事業	2/3以内	30万円

④主な実施条件等

- (1) 同一年度に事業実施できるのは、いずれか1つの支援事業です。
- (2) 国、岡山県、市等の補助金や交付金との重複利用はできません。
- (3) 採択事業は、企業・団体名、連携先事業者名、実施事業名、連絡先等が原則公表されます。
- (4) 「地域産業連携支援金」又は「ふるさと名物支援金」を活用した場合、事業完了後3年以内に事業を中止したり、事業で購入した取得財産を処分する際は、補助金の返還が必要になる場合があります。
- (5) その他、各支援金の交付要綱に定めるところによります。

⑤事業実施スケジュール



※審査会の結果、採択者が少数の場合は2次募集を行う場合がある。

⑥ 支援対象経費

経費区分	経費内容	地域産業連携 支援金	ふるさと名物 支援金	共同研究開発 支援金	販路開拓 支援金
原材料費	試験・研究に供する原材料などの購入に要する経費	○	○		
機械装置費	機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※機械装置費は、取得価格が10万円以上のもの	○	○		
器具費	事業を遂行するために必要な工具・器具やソフトウェア等の購入に要する経費	○	○		
謝金	講師やアドバイザーへの謝礼等	○	○		
旅費	交通費、宿泊費 ※グリーン料金・ファーストクラス料金等は対象外	○	○		○
広報費	PR用ホームページ、パンフレットなどの作成・改訂または広報媒体の活用に関する経費	○	○		○
使用料	土地、会場及び器具の使用や借賃などに要する経費	○	○		
展示会等出展費	展示会・イベント等に出展するために支払われる経費				○
委託・外注費	事業の一部を外部に委託、又は設計・製作等の外注に要する経費 ※事業のほとんど又は主要部を外部に委託することは不可	○	○		○
負担金	大学や公設試験研究機関等へ依頼する試験・検査等又は受託・共同研究契約を締結する場合に要する経費	○	○	○	
その他	上記にあてはまらない経費 ※光熱費、水道代等は支援対象経費から除く	○	○		○

※支援対象経費の総額が、地域産業連携支援金は30万円、ふるさと名物支援金は15万円（連携事業の場合は30万円）、共同研究開発支援金は3万円、販路開拓支援金は9万円に満たない場合、支援金の交付対象外となります。

※販路開拓支援金は販路開拓にかかるもののみが対象となります。

⑦ モデルケース



○お問い合わせ先

真庭市産業サポートセンター事務局(真庭商工会 本部内)

住所：真庭市鍋屋6

電話：0867-42-4375 / FAX：0867-42-4337

詳しくはホームページで

真庭市産業サポートセンター

検索